

厚生労働大臣の定める掲示事項

2026年3月1日現在

◇当院は厚生労働大臣が定める基準について診療をおこなっている保険医療機関です。

北海道厚生局への届出に関する事項

◇当院は次の施設基準に適用している旨、北海道厚生局に届出をおこなっています。

基本診療料の施設基準

- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・サーベイランス強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算6
- ・時間外対応加算2
- ・地域包括診療加算2

特掲料の施設基準

- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・外来データ提出加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（1）

その他の施設基準

- ・酸素の購入価格に関する届出

各種指定等（国、自治体等）

- ・国民健康保険法指定医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・被爆者一般疾病指定医療機関
- ・特定疾患治療研究委託事業指定医療機関
- ・被爆者健診委託医療機関
- ・政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関
- ・精神保健福祉法指定医療機関（一般）
- ・函館市胃癌健診委託医療機関
- ・社会保険指定医療期間
- ・労災保険指定医療機関
- ・特定検診医療機関
- ・厚生労働省臨床研修協力機関
- ・労災保険2次健診等給付医療機関
- ・特定保険指導医療機関
- ・函館市大腸癌検診委託医療機関
- ・無料・低額診療事業（第2種社会保険事業）

各種指定等（認定・指定等）

- ・日本医療機能評価機構認定施設
- ・日本リハビリテーション医学会研修施設
- ・日本プライマリケア連合学会後期研修プログラム施設
- ・北海道地域医療再生計画総合内科医療育成研修センター
- ・NST稼働施設
- ・日本在宅医学会研修施設

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者さんについても明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤名称や行われた検査の名称が記載されていますので、その点のご理解をいただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望しない患者さんは、会計窓口にてその旨お申し出ください。

一般名処方に関する事項

当院では、薬局で患者さんへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方せんに記載することであり、有効成分が同一であれば、調剤薬局にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点などございましたら、説明をさせていただきますので、お気軽にお声がけください。

オンライン資格確認システムについて

当院では、2023年2月からマイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始しております。「オンライン資格確認システム」とは、専用回線を使用して、受診される患者さんの保険資格が有効かどうかをリアルタイムで確認できるシステムです。

- 「マイナンバーカード」を使用する場合

受付に設置してある専用カードリーダーでマイナンバーカードを読み込み、顔認証や暗証番号で本人確認することで、有効な保険証を確認できます。

マイナンバーでの保険証利用時間：平日8：45～17：00

- 「健康保険証」を使用する場合

保険証番号や生年月日から有効な保険資格を確認できます。（カードリーダーは使いません）

詳しくは窓口にてお問い合わせください。

医療情報取得について

当院では、マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認を行う体制を有しております。

当院を受診した患者さんに対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

院内での研修について

当院では、指導医の指導・監修のもと、初期研修医が外来や病棟等で診療を行っております。また、看護師や薬剤師など様々な職種の実習生を受け入れている施設ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

実習生の受入について

当院では、医師・療法士・社会福祉士の学生の実習を受け入れています。将来の医療を担うスタッフを育成するため受入をしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

敷地内禁煙について

当院では屋内外を問わず「病院敷地内全面禁煙」となっております。皆様のご理解とご協力をお願いします。

その他

その他ご不明な点がございましたら、職員までおたずねください。

文書料金規定 2019年6月改定

一般診断書 主に当院様式を使用

- 会社提出、職安提出等 3,300円(税込)

各種証明書

- 通院証明書 1,100円(税込)
- その他簡単な証明書 1,100円(税込)
 - * 病名が必要な場合は一般診断書に準ずる
- 領収証明書(2~3回程度のもの) 660円(税込)
 - * 2か月につき600円、1年分または複雑なものは3,850円(税抜)

特別な診断・証明書

- 死亡診断書 4,400円(税込)
 - 上記診断書の写し 2,200円(税込)
- 障害年金診断書・現況届、身体障害者診断書 5,500円(税込)
- 受診状況等証明書 4,400円(税込)

生命保険関係

- 通院証明書 5,500円(税込)
 - * A4サイズを超えるものや通院証明書のセット様式は、上記金額に3,630円追加
- 死亡診断書 8,800円(税込)
- 症状照会及び診断書 8,800円(税込)
 - * A4サイズを超える様式のものや複雑な様式の場合は倍額です。

自賠償関係

- 自動車事故診断書、後遺障害診断書 8,800円(税込)
- 交通事故請求明細書 5,500円(税込)

その他

- 施術同意書 診療報酬点数に準ずる
- 傷病手当金請求書 診療報酬点数に準ずる
- 特定疾患申請書 1,100円(税込)

* 上記以外の文書については、窓口にてお問い合わせください。

保険診療外料金規定 2026年3月 現在

予防接種

・アブリスボ（RSウイルス）	29,700円（税込）
・シェービック（日本脳炎）	6,050円（税込）
・シングリックス（带状疱疹）	22,000円（税込）
・ニューモバックス（23価肺炎球菌）	7,150円（税込）
・プレベナー（20価肺炎球菌）	9,900円（税込）
・キャップバックス（21価肺炎球菌）	14,300円（税込）
・ピームゲン（B型肝炎）	6,050円（税込）
・沈降破傷風トキソイド	2,750円（税込）
・エイムゲン（A型肝炎）	17,600円（税込）
・MR（麻しん・風しん）	9,350円（税込）
・乾燥弱毒性風しん	7,150円（税込）
・乾燥弱毒性水痘ワクチン	9,350円（税込）

健康診断（労働安全衛生法によるもの）

- ・問診、診察、計測（身長・体重・BMI）、血圧、視力、聴力（オーディオメーター）、色覚検査
腹囲、血液検査（GOT、GPT、 γ -GTP、T-CHO、TG、HDL-C、LDL-C、血糖、検血一般）
尿検査（糖、ウロ、蛋白、潜血）、胸部レントゲン（正面）、心電図 9,900円（税込）
- ・問診、診察、計測（身長・体重・BMI）、血圧、視力、聴力（オーディオメーター）、色覚検査
腹囲、尿検査（糖、ウロ、蛋白、潜血）、胸部レントゲン（正面） 4,400円（税込）

※追加項目の料金はお問い合わせください

診療情報開示

- ・診療情報開示手数料 1,100円（税込）
- ・診療録コピー（1枚につき） 20円（税込）
- ・レントゲンフィルムコピー（1枚） 550円（税込）

※診療録開示申請後の対応となります。

※レントゲンフィルムコピーのみ請求される場合の手数料は不要です

*上記以外の料金については、窓口にてお問い合わせください。

地域医療情報ネットワークシステムを利用した 患者さんの診療情報の提供について

当院は、道南地域医療連携協議会（道南Medika）に参加しています。

患者さんが同協議会参加施設で受診等され、その施設から当院に照会があった場合、より良い医療・介護が提供される観点から、地域医療情報ネットワークシステムを用いて当院での診療情報（診察・検査結果等）を提供することとしています。

目 的

協議会参加施設上に存在する患者さん自身の病歴等を正確に把握し、患者さんにより良質の医療・介護が提供されることを目的としています。

診療情報の提供を望まない場合

患者さんが地域医療情報ネットワークシステムを用いての診療情報の提供を望まない場合は、以下の担当までお申し出ください。

（担当）稜北クリニック

電 話：0138-54-3116（代表）

診療時間：月～金 8時45分～17時00

土曜日 8時45分～12時30分

（日・祝日・年末年始の外来休診日は受付していません）

患者さんから特にお申し出がなかった場合は、前述の診療情報の提供に同意いただいたものとし、必要に応じて診療情報の提供を行いますのでご了承ください。

また、診療情報の提供に関し同意するか否かの意思については、いつでも変更することができますので、その場合も上記担当までお申し出ください。

道南地域医療連携協議会（道南Medika）について

道南Medikaについては以下のwebサイトをご覧ください。

<http://medika.or.jp/index.html>（または「道南メディカ」で検索）

個人情報保護について

◇当院は、個人情報（医療情報を含む、以下同じ）の重要性を認識し、以下の取組みを実施しております。

1. 当院は、利用者個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を取扱っている病院など各事業所に、個人情報保護管理者又は個人情報事業管理者を置き、その管理者に適切な管理を行なわせております。
2. 利用者から、各々の個人情報を取得させていただく場合は、利用目的をできる限り特定するとともに、利用者に対する当院の窓口などを予め明示したうえで、必要な範囲の個人情報を取得させていただきます。
3. 当院は、利用者より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、利用者の同意を得た事業者等以外の第三者に提供、開示など一切致しません。
4. 当院が、上記3項における利用者の同意に基づき個人情報を提供する事業者等には、利用者の個人情報を漏洩や再提供などしないよう、契約により義務、遵守事項の明示を受けるなど、適切な管理を実施させております。
5. 当院は、医学・医療の向上などの目的により、利用者の個人情報を学術・教育・研究に用いる場合がございます。当院の内部規定を遵守し、個人が特定されないように匿名化したうえで利用させていただきますが、利用者は、当院が別に定める方法にてお申し出いただくことにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
6. 当院は、利用者により有益と思われる当院の事業、取組み又は共同して取組みを行なう団体の情報を、電話、郵便、持参するなどの方法によりお知らせする場合がございます。利用者は、当院が別に定める方法にてお申し出いただくことにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
7. 利用者が、本人の個人情報の照会、修正などを希望される場合には、当院の担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲で速やかに対応させていただきます。
8. 当院は、当院が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取組みを適宜見直し、改善いたします。

当院では、個人情報の保護に勤めながら、業務を適切かつ安全に実施するために、次の事を確認させて頂いております。希望しない事柄がある方は、遠慮なく病棟看護師にお申し出ください。

- 個人情報保護のため、病室前に患者さんのお名前の張り出しを行っておりません。お名前の張り出しをご希望の場合はお申し出ください。
- 日頃ご使用になる車椅子や歩行器、転倒防止用の札にお名前を記入させていただいております。
- お問い合わせがあった場合、入院患者さんの病室番号をお教えしております。ご希望されない場合はお申し出ください。

患者さんの個人情報・プライバシーに関して、できる限りの配慮をしておりますが、何かお気づきの点がございましたら職員までお申し出ください。

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 委員会の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意志決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、院内感染制御チーム（ICT）を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。また、新入職員を対象とした研修会を入社時に行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、院内感染制御チーム（ICT）での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、院内感染制御チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

診療情報開示のお知らせ

当院では、安全・安心・納得の医療をすすめるために、「道南勤医協の個人情報保護方針」に基づき診療録等を開示致します。また患者の皆さまが治療を受ける際に、必要ならばいつでも、他の医療機関の医師の意見（セカンド・オピニオン）を求めることができます。必要な資料（診療録・レントゲン等）のコピーも承ります（実費）。いつでも職員までお申し出ください。所定の手続きをご案内いたします。

無料低額診療について

当院では、社会福祉法第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業を実施しております。この事業は、所得が低く生活に困っている人が、経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業です。対象は整形困難な方です。減免には、生活保護基準にてらして基準があります。当院には、医療ソーシャルワーカー（社会福祉士有資格者）を配置してご相談に応じております。詳しくは電話にてお問い合わせください。なお、週1回、毎週水曜日の午後14時から16時まで無料健康相談会を実施しております。ご相談の内容に応じまして、医師・看護師・社会福祉士などが相談対応しております。